（参考資料１）

追跡調査・評価の概要

本資料は、業務委託契約約款の協力事項に記載されております

追跡評価及びそれに先立って実施する追跡調査の概要を説明した

ものです。

　追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願いいたします。

|  |
| --- |
| 追跡調査・評価に関する問合わせ先 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）評価部　　　　　　　ＴＥＬ：０４４－５２０－５１６０　　　　　　　ＦＡＸ：０４４－５２０－５１６２ |

**追跡調査・評価の進め方**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| プロジェクト終了翌年**事前準備調査** | **調査・評価を開始する際の必要事項の調査**１）プロジェクト終了後に目指す目標段階及びスケジュール（研究、技術開発、製品化、上市段階）２）プロジェクト期間中の状況 |  |
|  |  |
| **簡易追跡調査**（現状の把握） | **プロジェクト終了後の進捗状況の調査****調査内容****方 法****期間・頻度**プロジェクト終了後1,3,5年後の状況をその翌年度に調査・現状段階の確認・成果の活用状況等調査票５年間 |  |
|  |  |
| **詳細追跡調査**（原因の把握） | **事前準備調査の結果、「研究を継続しなかった企業」、簡易追跡調査の結果、「上市・製品化に至った企業」、「中断・中止した企業」を対象に、より詳細な調査****調査内容****方 法**・社会・経済への裨益・上市・製品化、中断・中止の要因等・調査票・ヒアリング |  |
| **※企業のみ対象** |  |
| **追跡評価**(効果･改善点の把握) | **プロジェクトの効果や改善点の評価（チェック＆アクション）****方 法****観 点**・国民への説明責任・運営管理の見直し・技術開発戦略への反映・研究評価委員会における評価・ＮＥＤＯの自己評価・研究評価委員会における評価 |  |
|  |  |
| **【実施のポイント】**①　ＮＥＤＯから資金を得てプロジェクトに参加した**委託先、共同実施先等の全ての企業が対象**。また、中心的役割を果たした大学、独法等も対象。②　プロジェクト終了後、**原則５年後までの状況を、隔年で調査**。プロジェクト成果に基づく当該機関の継続事業を追跡。③　調査・評価結果は、**説明責任の履行**、**マネジメント改善**、**成果普及の促進**に活用。 |  |

「追跡調査・評価」に関する補足事項

Q. 追跡調査・評価とは何ですか

A. ＮＥＤＯプロジェクトに参加された実施者の皆様のプロジェクト終了後の取組状況を調査して、ＮＥＤＯプロジェクトの社会への貢献度を把握したり、ＮＥＤＯのマネジメント改善にいかしたりするものです。
実施者の皆様が終了後に進めた事業をＮＥＤＯが評価するものではありません。
実施者の皆様とは、委託先、再委託先、共同実施先、研究組合や集中研等を構成していた企業等です。

Q. どのプロジェクトが対象なのですか

A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際協力事業や導入普及事業は除きます。

Q. 何のためにやるのですか

A. ＮＥＤＯプロジェクトは国民の税金で賄われていますので、成果が世の中に貢献しているかどうかを一般の方にも知ってもらう必要があります。また、プロジェクトの運営管理や技術開発戦略への反映材料を得るために行います。

Q. 実施者の企業等は何をすれば良いのですか

A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者を御連絡ください。
プロジェクト終了後1、2、4、6年目に追跡調査担当者宛に調査票をお送りしますので、御回答願います。
また、製品化を達成した場合や事業を中断した場合には、その状況を教えていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査（一部の企業等）にも御協力願います。
必要に応じて、追跡評価にも御協力をお願いする場合がございます。